

2026年7月10日

AI 基本計画（素案）に関する BSA の提言

Business Software Alliance（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA）¹は、日本政府が日本を「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」とするために継続的に取り組んでいること、ならびにその目標の実現に向けて「AI 基本計画」²（以下、「本計画」）に掲げられた施策を実施するにあたり、関係するステークホルダーとの対話・連携を進めていることを高く評価します。

BSA はグローバルなソフトウェア産業を代表する業界団体であり、会員は AI、クラウドストレージサービス、サイバーセキュリティソリューション、量子コンピューティングなどの革新的技術で業界をリードするエンタープライズソフトウェア企業で構成されています。これらの企業は経済のあらゆる分野のビジネスを支援し、他社の革新と成長を支える信頼性の高いツールを提供しています。エンタープライズ向けの AI 開発をリードする企業として、BSA 会員企業は、デジタルトランスフォーメーションを推進する技術の大きな可能性と、AI の責任ある利用を支える上で有効な政策について、独自の知見を有しています。

BSA はこれまで、イノベーション、信頼、国際的な相互運用性を促進する政策を一貫して支持してきました。また、本計画が「信頼できる AI」を基盤として社会全体における AI トランスフォーメーション（AX）の推進を重視していることを歓迎します。以下の提言が、本計画に盛り込まれた施策をさらに強化し、日本の国際競争力を維持することに寄与することを期待しています。

提言

開かれた AI エコシステムと国際協力の維持

<該当箇所：第 1 章 基本構想（日本の勝ち筋は「バーティカル AI」と「フィジカル AI」の実装による「AX」）、第 3 章・第 2 節 AI 開発能力の戦略的強化>

¹ BSA (www.bsa.org) はアメリカ合衆国、ヨーロッパ、アジアの 20 を超える市場で活動し、あらゆる分野の産業また一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられるよう、テクノロジーに対する信頼を構築する政策を推奨しています。

BSA のメンバーは以下の通り：Adobe, Alteryx, Amadeus, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Avalara, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, Cohere, Cohesity, Dassault Systemes, Databricks, Datadog, Docusign, Dropbox, Elastic, EY, Graphisoft, HubSpot, IBM, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, PTC, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., TrendAI, TriNet, Veeam, Workday, Zendesk, and Zoom Communications Inc.

² https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan_2601_draft.pdf

BSA は、本計画が国際協力と相互運用性を重要な方針として位置付けていることを支持します。一方で、「AI 主権」への言及や特定の国や企業への過度な依存を避ける取り組みについては、開かれた AI エコシステムを維持し、意図せぬ分断を招かないように進めることを推奨します。「AI 主権」を追求する上では、地理的な所在や国内主体による所有を重視する措置ではなく、多様化、相互運用性、そして信頼できるグローバル・パートナーシップを通じて実現されるべきです。地理的所在や国内主体による所有は、主権を確保するための必要条件でも十分条件でもありません。

主権は、国際的な協力を制限したり、技術の選択肢を狭めたことで実現されるものではなく、むしろ、国際的に認知された基準、透明性の高いガバナンス、そして開かれ、相互接続されたデジタル・エコシステムの中で主体的に運用できることで築かれます。日本の主権にとって重要なのは、個々の技術がどの国・地域に由来するかではなく、AI の開発・導入に伴うリスクを特定し、軽減することを含め、AI をガバナンスする能力です。日本の競争力を強化する上においては、外国への依存を管理する有効な手段として、技術的・契約的・組織的なセーフガードを認識するとともに、日本の AI エコシステムにおけるグローバルな AI 開発者や提供者の参画を引き続き支援・奨励することを推奨します。

実施可能なアジャイル・ガバナンスの推進

<該当箇所：第 1 章 基本構想（複雑化・深刻化するリスクに「責任あるアジャイル・ガバナンス」で対応）>

BSA は、「責任あるアジャイル・ガバナンス」の考え方、また、本計画が制度・技術・組織管理による対応を組み合わせる取り組みを重視している点を支持します。しかし、その実行性を確保するためには、これらの枠組みはリスクベースかつ均衡の取れたアプローチに基づくべきです。特に、効果的な AI ガバナンスを実現するためには、責任の所在について役割に応じたアプローチを採用することが重要です。つまり、開発者、インテグレーター、導入者といった AI バリューチェーンにおける各主体の立場や機能に応じて責任を割り当てるべきであり、一律の責務を課すべきではありません。このようなアプローチにより、各主体は自らが合理的に理解し管理できるリスクについてのみ責任を負うことになるため、要件の実現可能性が確保されるとともに、リスク管理に最も適した主体に適切な責任を割り当てることで、消費者保護全体の実効性も向上します。

実際には、開発者はモデルの設計や学習に関する知見を有し、インテグレーターはシステムレベルでの改変について把握しており、導入者は実際の利用状況や利用者への影響について最もよく理解しています。このように、リスクを把握できる範囲や程度は各主体によって異なるため、プライバシー保護やサイバーセキュリティの分野で採用されている役割ベースの枠組みを参考に、政府はそれぞれの役割に応じた措置をとるべきです。このようなアプローチは、AI システムに関する説明責任の枠組みをより実践的かつ効果的にし、イノベーションと信頼の双方を促進することにつながります。

クラウドベース・アーキテクチャへの移行の促進

<該当箇所：第3章第1節 AI 利活用の加速的推進>

本計画は、社会全体で AI を能動的に利活用することを重視しています。AI イノベーションを支えるためには、重要インフラ事業者を含む企業が、オンプレミス環境からクラウド環境、デジタル・ワークフローおよび共通データ環境への移行を進めることが不可欠です。これにより、AI による洞察の獲得、自動化、さらにエンタープライズ AI の活用による効率的な意思決定を実現するために必要な、統合された、豊かなデータ基盤を構築することができます。また、本計画で認識されているように、AI を悪用したサイバー攻撃のリスクが高まる中、サイバー対処能力の強化はますます重要になっています。AI を活用した防御を効果的に実装するためには、システム全体を一元的に可視化し、高い拡張性を提供するとともに、自動化された対応を可能にするクラウドベースのアーキテクチャが不可欠です。これにより、組織は脆弱性を敏速に発見し、機械並みの速度で対処することが可能となります。さらに、AI の効果を最大限に引き出すためには、ネットワーク、エンドポイント、ID、データといった各レイヤーを横断したシステム連携も重要です。加えて、AI によってサイバー防御のスピードが大きく変化する中、組織には脅威の探知、対応およびパッチ適用をより敏速に行うことができるシステムが求められます。クラウドベースのアーキテクチャは、政府機関や重要インフラのシステムにおいて迅速な対応を行うために必要な可視性と拡張性を提供することができます。

加えて、クラウドセキュリティ政策の国際的な調和を一層進めることも重要です。政府調達の観点では、クラウドセキュリティ評価制度と国際的に認知された基準との整合性をより高めるべきです。多くのグローバルなクラウドサービスプロバイダーは、すでに ISMS-JISQ/ISO 27000 シリーズや SOC 2 といった広く認知された認証を取得しています。そのため、これらの認証と重複する ISMAP 要件については、重複審査を回避することで、監査や事務手続きに伴う負担を軽減できるほか、より多くのクラウドサービスの登録を促進し、政府機関が最も安全かつ適切なソリューションを調達できるようになります。これにより、AI を活用した業務の導入をさらに加速させることにもつながります。

AI を活用したサイバーセキュリティを AX の中核的推進要素として位置づける

<該当箇所：第3章第1節 AI 利活用の加速的推進、第3節 AI ガバナンスの主導>

本計画では、サイバーセキュリティでの AI 利活用を戦略的に進めることの重要性を強調しています。社会全体で AX を実現するためには、高性能 AI の進展に合わせて進化するサイバーセキュリティを、社会基盤の中核として確立することが不可欠です。こうした対応がなされなければ、高まるサイバーリスクが AI に対する国民の信頼を損ない、その導入を阻害することで、「ガバナンス・ギャップ」を生じさせるおそれがあります。こうした観点から、BSA は以下を推奨します：1) AI を活用した自律的なサイバー防御能力および、多層防御アーキテクチャの社会全体での導入を推進すること 2) プロンプトインジェクション、データポイズニング、過度な自律性といった AI 特有

の新たな脅威に対応するため、包括的かつエンドツーエンドのセキュリティ要件に基づく「セキュア・バイ・デザイン」の考え方を推進すること 3) サイバーセキュリティを国際的な AI ガバナンスにおける中核的な柱と位置づけること 4) 脆弱性管理の実践を、AI を活用したサイバーセキュリティの速度と規模に対応できるよう見直すこと 5) 脆弱性へのパッチ適用の仕組みについて、より迅速な優先順位付け、より明確な情報共有、および、よりタイムリーな是正措置を可能とするような整備をすること。

また、老朽化した技術やサポートが終了した技術に起因するリスクへの対応も進めるべきです。政府機関および重要インフラ事業者は、特にパッチ適用が困難なレガシーシステムについて、その特定、交換、刷新を進めるべきです。直ちに交換が困難な場合には、ネットワークセグメンテーション、監視機能の強化、ゼロトラスト・アプローチ、AI を活用した防御ツールの導入など、実効的な安全対策を推進すべきです。

基準・認証・国際的整合性を通じた信頼の促進

<該当箇所：第3章・第2節 AI ガバナンスの主導>

BSA は、AI セーフティ・インスティテュート (AISI) をはじめとする、関連機関や評価枠組の強化に向けた取り組みを支持します。こうした取組の効果を最大化するためには、国際的なアプローチとの整合性を確保することが重要です。このため、BSA は、クラウドサービスに関し提言しているのと同様に（例：ISO その他の国際的に認知された認証制度）、AI の信頼性およびサイバーセキュリティに関する国際的に認知された基準や相互認証の枠組みの策定・採用を優先することを推奨します。特に、国際的に認知された基準が既に存在する分野においては、それらと重複する要件や日本独自の要件の策定・導入を避けるとともに、日本の制度と米国および欧州連合を含む主要なパートナー国の制度との相互運用性の確保を推進することを政府に推奨します。

さらに、政府、産業界、学界、サイバーセキュリティ専門家、市民社会の関係者を招集し、サイバーセキュリティ機能を有する高度 AI システムに関する共通認識の形成に向けて議論の場を設けることを奨めます。こうした議論は、AI システムのテスト、責任あるリリース、安全な導入、信頼できる防御主体に対する適切なアクセスの在り方について、共通のアプローチを形成する上で有益です。また、このような取組は、制度や要件の分断を回避するとともに、信頼に基づく国境を越えた協力を促進するため、国際的なパートナーとの協調の下で進めるべきです。

知的財産と透明性に対する均衡のとれた実践的なアプローチの確保

<該当箇所：第3章・第4節：AI 社会に向けた継続的変革 [具体的な取組] (2) AI 社会における制度・枠組みの検討と実証>

本計画では、適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等を促進するとされています。しかしながら、どのようなコンテンツホルダーに対して、誰が、何を根拠として対価還元を行うかについては、依然として明確ではありません。日本の現行の著作権法においては、公開されているデータを用いた学習は、明示的に著作権侵害には該当しないとされています。³ 政府は、生成 AI システムの技術的実態を踏まえつつ、透明性の確保、知的財産権の保護、および民間事業者間の自主的な商業的関係に関して、柔軟かつ均衡の取れたアプローチを推進すべきです。その際、著作権保護の対象とならない入力データ（インプット）と、著作権者の権利・利益に影響を及ぼし得る生成物（アウトプット）とを明確に区別することが重要です。また、透明性のための措置は、実効性があり、かつ実施可能なものとなるよう設計されるべきであり、機微な情報の開示につながったり、イノベーションを阻害したりするおそれのある過度に詳細な要件は避けるべきです。同様に、知的財産権の保護に向けた取組は、AI の継続的な発展を支えるものであるべきです。これには、日本語データや日本の文化的文脈を反映したデータを用いて学習された AI モデルの開発を後押しすることも含まれます。

政府による AI 活用に向けた調達・導入枠組みの強化

<該当箇所：第 3 章・第 1 節 AI 利活用の加速的推進 [具体的な取組] (1) 政府・自治体での AI の徹底した活用>

本計画では、政府が開発した AI「源内」を「AI 主権」を体現するものとして位置づけ、特定の事業者や基盤モデルに過度に依存することなく、安全・安心に選択、運用できる環境を整備し、地方支分部局への拡大を含めて、政府職員による創造的かつ自律的な AI 利活用を広く促進する意向が示されています。また、エージェント型 AI の導入や、日本で開発された AI モデルの積極活用を含め、「源内」が推進されることも強調されています。

BSA は、政府が「隗より始めよ」の精神で、公共部門で先導的に AI を利活用することを歓迎します。その上で、政府による AI の調達および導入に当たっては、技術中立的で、性能に基づき評価され、国内外の事業者が開かれた枠組みを採用することを提言します。これにより、公的機関はそれぞれの利用目的に応じて、最も安全で革新的かつ適切な AI ソリューションを選択することが可能となります。国内で開発されたものか国外で開発されたものかを問わず、最先端の AI 技術を活

³ 著作権法：https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC000000048#Mp-Ch_2-Se_3-Ss_5-At_30_4

（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

用することは、公共サービスの質、効率性およびレジリエンスの向上につながるとともに、相互運用性の確保や継続的なイノベーションの促進にも資するものです。

この観点から、BSA は、政府が「源内」の開発を進めるのに加え、以下のような政策を推進することを提言します。1) ベンダーロックインを回避し、運用上のレジリエンスを強化するため、マルチベンダーおよびマルチモデル環境を促進すること 2) 政府開発システムと併せて、外部の AI ソリューションを柔軟に統合・活用できる環境を整備すること 3) AI 主権を、提供事業者の国籍や所在地によって選択肢を制限する概念としてではなく、統制、安全性、説明責任といった成果に基づいて定義すること。こうしたアプローチは、「信頼できる AI」の構築という日本の目標の達成を後押しするとともに、AI 活用によってもたらされる公共的価値を最大化することにつながります。また、政府における AI 調達においては、サイバーセキュリティへの対応能力についても考慮すべきです。調達基準においては、ベンダーがセキュリティ上の問題を迅速に発見し、開示し、修正できる能力を適切に評価することが重要です。さらに、「源内」のような政府システムについては、脆弱性報告、セキュリティパッチの提供、アクセス管理、および関係省庁間の連携に関する明確なプロセスを整備すべきです。こうした取組によって、AI 主権は、単一のモデルや事業者への依存によってではなく、レジリエンス、安全性および説明責任によって定義されるべきであることが明確になります。

AI を活用したデジタルプロジェクト推進によるインフラの高度化の加速

<該当箇所：第3章・第1節：AI 利活用の加速的推進 [具体的な取組] (2) AI 利活用促進による社会的課題解決、新事業創出>

本計画では、インフラ建設・管理を含む様々な領域において、エージェント型 AI の積極的な導入を進めるとともに、パーティカル AI やフィジカル AI を中心とした AI の開発、実証、導入、および社会実装を推進することが示されています。この目標に沿い、政府は、社会インフラ事業への資金提供において中心的な役割を担う立場を活用し、建築・建設分野を含む幅広い産業における AI 導入を後押しすべきです。これにより、道路、鉄道、空港、水道など、多様なインフラ整備プロジェクトの開発を加速・高度化し、コスト削減と納税者にとってより良い成果の実現につなげることができます。具体的には、公的資金によって実施されるプロジェクトについて、ビルディング・インフォメーション・モデリング (BIM) やその他のデジタルプロジェクト・デリバリー・プロセスの活用を求めることが考えられます。これらの手法は、AI 技術の活用で更に高度化・効率化が可能となります。

AI ガバナンス枠組みに関する国際的な整合性の推進

<該当箇所：第3章・第3節「AI ガバナンスの主導」>

BSA は、日本政府が、広島 AI プロセスの発展や多国間協力の推進を通じて、AI ガバナンスの構築における国際協調を進め、ルール形成および国際標準化を主導しようとしていることを高く評価し

ます。こうした国際的なリーダーシップを発揮するという目標に沿い、BSAは、日本政府が、透明性、知的財産および説明責任に関する制度や枠組みの相互運用性と国際的な取れんを促進することを期待します。さらに、AIガバナンスに関する国際的な議論においては、AIが広く社会に浸透した環境を安全に維持・運用するために不可欠な、基盤的なサイバーセキュリティ上の課題についても取り上げるべきです。日本は引き続き、フロンティア・モデルがもたらすリスクの測定・評価や政策枠組みの整備を支援するため、国際的なキャパシティ・ビルディングやベストプラクティスの共有を推進することができます。また、その際には、高度化するサイバー能力の進展と歩調を合わせてセキュリティ対策も進化するよう取り組むことが重要です。こうした取組は、規制の断片化を抑制し、国境を越えたイノベーションを促進するとともに、AIシステムに対する国際的な信頼の向上につながります。

バーティカル AI 産業における人材育成とリスクリングの推進

<該当箇所：第3章・第4節 AI 社会に向けた継続的変革 [具体的な取組] (1)③、(3)④>

BSAは、AIが働き方や雇用に与える影響を踏まえ、日本政府が個々の従業員や労働者に対するAIに関するスキルについて、リスクリングの取組支援や施策の推進に強く取り組んでいることを歓迎します。こうした目標に沿い、BSAは、政府が支援する人材育成プログラムにおいて、AIおよびその他のデジタルスキルに関する教育・訓練を中核的な要素として位置付けることを推奨します。特に、建設業、製造業、サイバーセキュリティ、医療分野をはじめとする、政府が重点分野として推進する「バーティカルAI」領域において、人材育成およびリスクリングの取組を一層強化すべきです。

重要な公共課題の解決に向けたデータ共有の推進

<該当箇所：第1章基本構想、第3章AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策>

BSAは、日本政府がAIのさらなる利活用に向けたデータ戦略の構築を重視し、政府が保有する多様なデータについて、機械判読可能な形での整備やデータ環境の構築を進めていることを歓迎します。こうした目標に沿い、BSAは、特に、防災対応能力、医療・高齢化対応、建設現場における労働安全衛生の向上といった、重要な公共課題の解決を目的とするAIシステムの開発に向け、政府がデータ共有の取組をさらに推進することを提言します。そのためには、政府が産業界の関係者を招集し、AI開発や活用に必要なデータニーズを把握し、活用可能な政府保有データを特定し、プライバシーや営業秘密等の機密情報を適切に保護しつつ、AIの学習・開発に活用できる自主的かつ業界横断的なデータ共有を促進するための政策および枠組みを整備することが重要です。

また、BSAは、日本政府が引き続きDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の推進において国際的なリーダーシップを発揮することを期待します。DFFTの推進によ

り、地理的に分散した様々なデータ源のデータを、適切な保護措置を維持しながら、責任ある形で効果的に AI システムへ活用することが可能となります。

結論

BSA は、「信頼できる AI」および「AX」の推進を通じて、日本が世界をリードする AI 先進国となるというビジョンを強く支持します。政策が今後も、オープンで、リスクに応じたアプローチに基づき、国際的な整合性を確保しつつ、イノベーションを促進するものであり続けることで、日本はグローバルな AI の開発・導入の拠点としての地位を一層強化するとともに、社会に幅広い恩恵をもたらすことができると考えます。BSA は、これらの目標の実現に向けて今後も政府と協力していくことを期待しています。また、今後の AI 基本計画の改訂に際しては、関係するステークホルダーが有意義に参画できるよう、十分な意見募集期間を確保することを求めます。今回の基本計画（素案）は 2026 年 6 月 19 日に公表され、6 月 23 日が意見提出期限として設定されました。しかし、この期間では、BSA のような関係団体が内容を十分に精査し、会員企業と協議した上で、建設的かつ十分に検討された意見を提出するための時間としては不十分です。ステークホルダーからの有意義な意見提出を確実にするには、公表日から意見募集の締切日まで、少なくとも 30 日間の期間を設けることが必要であると考えます。